

霧島市国分中央体育センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

霧島市国分中央体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する。

平成30年2月13日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市国分中央体育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

霧島市国分中央体育センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第128号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

地域スポーツセンターとして平成4年に設置した霧島市国分中央体育センターについては、隣接する霧島市立国分中央高等学校精華アリーナが平成30年4月から市民に開放されること及び同地区内には霧島市いきいき国分交流センターなど同種の施設が設置され、広く市民の利用に供されていることなどから、公の施設としての使用を廃止し、霧島市立国分中央高等学校の学校施設として活用するため、本条例を廃止しようとするものである。